

「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」
に対する意見

本ガイドライン案は改正著作権法第63条第5項の趣旨にもとづく内容であり、基本的に賛成します。あわせて以下のとおり要望します。

- 意見募集後の本ガイドラインのとりまとめにあたっては、本意見募集に提出される意見を含め、各民間放送事業者の意見を最大限尊重していただくよう要望します。
- 文化庁および総務省においては、改正著作権法および関係するガイドライン等に関し、放送事業者、権利者に幅広く周知していただくよう要望します。
- 今後、放送同時配信等が本格化し、許諾推定規定および本ガイドラインの運用にあたり、実務上の課題等が生じた場合には、改正法附則に定めるフォローアップを待たず、適時適切に見直しの検討を行うよう要望します。

以 上